

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則(平成 20 年 8 月 15 日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(利子の課税の特例の適用を受ける振替新株予約権付社債に係る振替口座簿中の顧客口の区分)</p> <p><u>第 15 条の 2 口座管理機関が備える振替口座簿中の口座のうち、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 5 条の 3 第 1 項又は第 3 項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する顧客口については、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であって同法第 5 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 5 条の 2 第 10 項の非居住者又は外国法人である者(以下この条において「非居住者等」という。)が非課税区分(同項に規定する非課税区分をいう。)において振替記載等(同法第 5 条の 3 第 4 項第 7 号に規定する振替記載等をいう。以下この条において同じ。)を受けるとする区分、非居住者等が課税区分(同法第 5 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 5 条の 2 第 10 項に規定する課税区分をいう。)において振替記載等を受けるとする区分に分けなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

(振替を制限する日の取扱い)

第 263 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、加入者は、租税特別措置法第 5 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 5 条の 2 第 10 項に規定する非課税区分口座の同項に規定する非課税区分(以下この項において「非課税口座」という。)に記載又は記録を受けている振替新株予約権付社債以外の振替新株予約権付社債については、非課税口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。ただし、次の各号に掲げる日(当該日が前項各号に掲げる日である場合を除く。)を振替日とするものについては、この限りでない。

(1) 当該振替新株予約権付社債の払込日

(2) 当該振替新株予約権付社債の払込日の翌日

(3) 当該振替新株予約権付社債の利払日(利払日が規程第 4 条に規定する休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において実際に利払いをする日として定めた日)

(4) 当該振替新株予約権付社債の利払日の翌日

3 規程第 189 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、振替をすることがやむを得ないものとして機構があらかじめ認める事由に係る振替制限日(第 1 項第 2 号から第 5 号までの日を除く。)の正午までの振替の申請又は通知の場合とする。

別表 2

(別紙(新)参照)

(振替を制限する日の取扱い)

第 263 条 (略)

(新設)

2 規程第 189 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、振替をすることがやむを得ないものとして機構があらかじめ認める事由に係る振替制限日(前項第 2 号から第 5 号までの日を除く。)の正午までの振替の申請又は通知の場合とする。

別表 2

(別紙(旧)参照)

2 附則

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

以 上

(下線部分変更)

新			旧		
別表 2			別表 2		
区分口座コード	口座種別	属性区分	区分口座コード	口座種別	属性区分
(略)			(略)		
(注)			(注)		
1 (略)			1 (略)		
2 表中の区分口座のコードと口座種別及び属性区分との対応は、原則的なものである。 <u>ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する顧客口(区分口座の区分口座コードの78及び79をいう。)</u> のうち、当該区分口座の機構加入者である直接口座管理機関又はその下位機関の加入者であって同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第10項の非居住者又は外国法人である者(以下この(注)において「非居住者等」という。)が非課税区分(同項に規定する非課税区分をいう。以下この(注)において同じ。)において振替記載等(同法第5条の3第4項第7号に規定する振替記載等をいう。以下この(注)において同じ。)を受けるとする区分口座の区分口座コードについては、78以外使用しないものとし、課税区分(同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第			2 表中の区分口座のコードと口座種別及び属性区分との対応は、原則的なものである。		

10項に規定する課税区分をいう。以下この(注)において同じ。)
において振替記載等を受けることとする区分口座の区分口座コード
については、79以外使用しないものとする。また、同法第5条の
3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付
社債を記載し、又は記録する非居住者等である機構加入者の保有口
又は信託口(区分口座の区分口座コードの58及び59をいう。)
のうち、非課税区分において振替記載等を受けることとする区分口座
の区分口座コードについては、58以外使用しないものとし、課税区
分において振替記載等を受けることとする区分口座の区分口座コ
ードについては、59以外使用しないものとする。

以 上